

2022年6月13日

福島県知事
内堀 雅雄様

福島県復興共同センター
代表 斎藤 富春
日本共産党福島県議会議員団
団長 神山 悦子

汚染水海洋放出のための地下道工事の「事前了解」をしないことを求める申し入れ

2021年4月13日、政府は福島第一原発敷地内で発生した汚染水を、ALPS処理では除去できないトリチウムと基準値内とはいえ63種の放射性核種を含む汚染水の海洋放出を決定しました。そして同年12月20日東京電力は、福島県に、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づく、「ALPS処理水の海洋放出関連設備等の新增設、変更に係る事前了解願ひ」を提出しました。

これに対し県漁連は、「我々が反対しているのに淡々と進むのは非常に不満だ。我々は反対を発信することしかできないが、それを一生懸命やる」とあくまで反対を貫く意思を示しました。政府が海洋放出を閣議決定した後も県内28の市町村議会から撤回・反対・慎重の意見書が上がり、安全性のみならず、社会的側面も踏まえ、海洋放出ではなく他の方法を検討すべきとの声は高まっています。

そして何よりも、海洋放出は、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との東京電力と地元漁場者の約束を、一方的に破るものです。

知事は、東京電力から出された、「事前了解願ひ」に対して、5月30日の定例会見において、「安全確保協定は計画の安全面について確認し、一定の方向性を示すというものであり、関係者の理解が得られたかどうかということではない」と答えています。これは、安全上の確認をおこなえば「事前了解願ひ」を了解する方向であり、県が了解すれば海洋放出実施に向け一気に進むこととなります。

県民や漁業者の理解も得られておらず、漁業者との約束を反故にすることは許されません。知事は「事前了解しない」という判断を下されるよう申し入れます。

記

- 1、東京電力からの「ALPS処理水の海洋放出関連設備等の新增設、変更に係る事前了解願ひ」に事前了解しないこと。
- 2、汚染水の抜本対策として、広域遮水壁での地下水の抑止、タンク増設による長期保管対策などを国、東京電力に求めること。

以上